

第 2 1 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 7 年 4 月 1 1 日開会

令和 7 年 4 月 1 1 日閉会

米沢市農業委員会

令和7年4月11日（金）午前9時45分 米沢市農業委員会第21回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1 番 小関善隆 委員	8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員
2 番 我彦正福 委員	9 番 高山古典 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
3 番 山王堂民榮 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
4 番 佐藤政和 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 2 番 橋本政美 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
6 番 木村彰博 委員	1 3 番 古畑功一 委員	
7 番 鈴木和義 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農業振興課主事 遠藤貴史

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	相田悦志
事務局長補佐兼農地主査	宮原 功
農政振興主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口圭史
主 任	片山紀子
主 任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|----------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について |
| 報第3号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

開 会 午前9時45分

高世主査 これより第21回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を3番 山王堂民栄委員のご発声にて
よろしくお願いいたします。

(唱和)

高世主査 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 それでは、改めまして挨拶をさせていただきたいと思います。

先ほど、新規就農者ということで〇〇〇〇さんが就農されたわけでありま
すけれども、〇〇さんから、自分が新規就農して周りから認められるようにな
って、そして、これから新規参入される方に自分の経験を伝えていきたい
という話があったわけですが、新規就農をする、そして米沢に新規就
農したら成功するんだという一つの事例をつくっていただきたいなと思っ
ております。

毎日、米の話が出てくるわけで、消費者米価が一向に下がらない、備蓄米
はどうなっているんだと。政府では毎月備蓄米を放出するという報道があっ
たところであります。

しかしながら、こういうふうにしてしまいますと、米価が下がるまで放出
するといえますか、そういうことになると思いますし、備蓄米という性格が、
備蓄米でなくて価格操作するための備蓄米だということにもなりかねないとい
うことであります。今年の出来秋が仮に豊作だった場合、市場に米があふ
れてしまっただけで値段がつかないのかなという状況になるかと思いますが、予想
によると、今年の米の値段は下がらないだろうと。そういう予測の中で、消
費者には、生産者があの値段で売っているという誤解があるようですので、
実際生産者はあんな値段では売っていない、生産者が放出する倍以上の値段
で卸が取引をやっているという現状なので、それを消費者の方にしっかり理
解してもらいたいと。合理的な価格の形成と言われておりますが、生産費な
りを考えた米価、そして消費者が納得して買えるような米価ということだと思
いますので、その辺も今後の農業として見守っていききたいなと思っていま
す。

本日は大変ご苦労さまでございます。

高世主査 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第
4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進
行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日は全員出席であります。遅刻の通告がありますけれども、そろっておりますので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第21回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 木村彰博委員、7番 鈴木和義委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査
議 長
高世主査
議 長

(挙手)

高世主査。

議案の訂正はございません。

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号35号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ1筆 254.00㎡です。

受理番号35号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、昭和59年頃より建物敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和7年2月13日開催の第19回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号31号は一般社団法人 山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以

降で許可する必要があります。また、この案件は都市計画法の開発行為の手続を併せて行っているため、開発行為許可日との調整も必要となります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和7年2月19日付であること、開発行為許可日が令和7年3月28日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号31号 事業者 株式会社 ○○○○の1件、許可日 令和7年3月28日。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第5条の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査
議 長
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号1号から2号の計2件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ4筆 18,430.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長
10番
議 長
10番

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

(遠藤伊一委員 挙手)

お願いします。

10番 遠藤です。この農地法第18条第6項の通知というのは、前回までは議案で議でしたけれども、今回から報という報告事案になりましたので、その流れと今後のやり方について、農事相談でちょっと説明を受けましたが、再度説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長
宮原補佐

宮原補佐。

農地法第18条の合意解約につきましては、今まで議案でしたが、全国共通システムのサポートシステムでは報告案件となっております。3月までは

議案とさせていただいておりましたが、4月からサポートシステムに移行するということで、報告案件でお願いしたいということで2月の農事相談で御説明しており、ご了承いただいているものと考えております。

以上になります。

議 長

いいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ほかに何かありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 6 番

（相田市三郎委員 挙手）

議 長

16番 相田委員。

1 6 番

16番 相田です。私の案件がありますので、一時退席させていただきます。

（相田市三郎委員 退室）

議 長

それでは、先に受理番号7号を上程いたします。

議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査

（挙手）

議 長

丸田主査。

丸田主査

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち、受理番号7号について説明いたします。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田12筆 31,604.59㎡、畑3筆 348.00㎡、合計15筆 31,952.59㎡です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

1 1 番

（江口益美委員 挙手）

議 長

江口委員。

1 1 番

11番 江口です。農地法第3条、受理番号7号について調査結果を報告いたします。

所在、地番、地目については記載のとおりです。調査は4月2日、相田委員の自宅で聞き取り調査をしました。田は塩井の基盤整備をしたところの場

所にあります。賃貸については相田委員のあっせんによるものです。借人の△△さんは、規模拡大のために賃貸借を結びたいということでした。借人の△△△△さんは新規就農から5年がたっており、既に水稻、アスパラガスなどを栽培する経験者でもあり、昨年から米作りをしたいという思いで相田委員が相談に乗っていたということでありました。農地においても、これまで水田として利用されており、今後も同様に水田として利用するため、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、既に同一集落で営農をしまして、農地の集団化に取り組み、農業施設の利用に及ぼす影響もないと考えますので、審議のほうよろしく願いいたします。

補足ではありますが、△△さんにさらに規模拡大の思いはありますかと聞いたところ、現状やってみてから考えたいということでありました。

以上でございます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号7号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号7号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、の受理番号7号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

(相田市三郎委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号7号を除く受理番号1号から10号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号7号を除く、受理番号1号から10号の計9件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田24筆 27, 166.00㎡、畑24筆 10, 831.00㎡、合計48筆 37, 997.00㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

受理番号1号から。

6 番 (木村彰博委員 挙手)

議 長 木村委員。

6 番 6番の木村です。受理番号1号について、調査結果を報告いたします。農地を売買する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりです。場所は、中田町の卸売団地にあるブリヂストン米沢営業所の裏のほうになります。渡人の○○○○さんとは電話で、受人の△△△△さんとは現地でお話を聞きました。もともと△△さんが田として利用していましたが、昨年、申請地周辺一帯を測量したところ、△△さんの田の一部が○○さんの土地であることが判明し、両者で話し合いをしたところ△△さんが○○さんの土地を買うことになりました。今後も△△さんが田として経営していくそうですので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願います。

2号も私の担当なので、引き続き2号もご報告いたします。

受理番号2号について調査結果を報告いたします。農地を売買する申請です。申請人等必要事項につきましては、議案書に記載のとおりです。場所は、中田町にある卸売団地のブリヂストン米沢営業所の裏のほうになります。申請人2人の家に行き、お話を聞いてきました。ここも昨年測量したところ、△△さんの田に○○○○さんの土地が半分ほどあったことが判明したため、両者で話し合い、△△さんが○○さんの土地を買うことになりました。今後も△△さんが田を利用していくそうです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

続いて、3号。

1 6 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 6 番

16番の相田です。議第1号 受理番号3号について調査結果を報告いたします。所在、地番、その他は記載のとおりです。所有権移転の申請であります。申請の場所は、塩井地区を通っている鬼面川がありまして、その沿いにフルーツロードというものがあり、その中間のところにあります。調査は、3月29日に受人の△△△△さんを訪問してお話を伺ってきました。3年前に渡人の○○○○さんのお父さんの○○さんと△△さんが話をして売買したそうですが、その後すぐに○○さんがお亡くなりになって、現在まで耕作されていなかったそうです。渡人の○○さんには、3月30日に私の家に来ていただきましてお話を伺いました。○○さんもこの件は知っていたそうです。この場所は第三ブロックで農地パトロールをしていた場所で、2年間耕作されていないため雑草が多いので、△△さんに耕作をしてしっかりと管理をしていただきたいとお願いをしてきました。△△さんは塩井地区で○○○○を経営されており、従業員が数名いますので、みんなに手伝ってもらい家庭菜園をするとおっしゃいましたので、私もお手伝いをして少しでもいいほうになるようにしたいと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

続いて、4号。

1 7 番

(伊藤俊浩委員 挙手)

議 長

伊藤委員。

1 7 番

17番 伊藤です。報第3号受理番号1号で解約のあった場所で、△△△△さんが受人として手を挙げてくださいました。△△さんは2月の段階で6反ほど耕作面積を減らしたんですが、減らした分をちょうど補えるということで、十分耕作可能だということでした。よろしく願いいたします。

議 長

続いて、5号。

4 番

(佐藤政和委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

4 番

4番 佐藤です。受理番号5号についてご説明申し上げます。賃貸借の物件で、所在と地番については記載のとおりです。調査は4月2日、△△△△の代表△△氏と面談をして聞き取りをしてきました。場所は、県道239号熊野橋のたもと、共済組合の通りで、そこから北へ約300メートル行ったところです。この物件につきましては継続で△△△△で借りていましたが、○○さんのほうで相続関係がありまして、改めてこの形で賃貸借の契約を結

ぶということです。周辺につきましては何ら問題はないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

続ひて、6号。
(相田市三郎委員 挙手)
相田委員。

16番の相田です。議第1号 受理番号6号について調査結果を報告いたします。所在、地番、その他は記載のとおりです。賃貸借の申請です。申請地は、塩井にエスアンドケイという会社があり、そこから北へ100メートルのところであります。調査は、3月2日に渡人の〇〇さんを訪問して、受人の△△さんには家に来ていただき、それぞれ話をしました。農業委員をしていた〇〇さんの夫が耕作していた農地ですが、20年前にお亡くなりになり、そのまま私が借りて作っていた農地であります。昨年から米作りをしたいと△△△△さんから相談を受けていましたので、〇〇さんにお話をして了解を得て、申請したものです。△△さんはまだ40歳と若いですが、塩井地区で既に5年農業を経営しており、問題ないと思われまひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

続ひて、8号。
(相田市三郎委員 挙手)
相田委員。

続けて、16番の相田です。議第1号 受理番号8号について調査結果を報告します。所在、地番、その他は記載のとおりです。所有権移転の申請です。申請地は、私の住んでいる東町の公民館の南側と、塩井地区を通っているフルーツロードの先ほどの案件の反対側になります。渡人の〇〇〇〇さんの実家の兄が昨年に亡くなり、その後相続した農地であります。3月28日に〇〇さんと受人の△△△△さんご夫妻に私の家に来ていただき、いろいろとお話を伺ひました。奥さんの△△さんはフルーツロード沿ひの道路の畑を〇〇さんから借りて、現在野菜を作って販売もされています。今後はいろいろな野菜を作って愛菜館や朝市などで販売していくと考えており、問題ないと思われまひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長
5 番
議 長
5 番

続ひて、9号。
(宮崎雅文委員 挙手)
宮崎委員。

5番 宮崎です。9号と10号は関連する案件ですので、一緒に調査結果を報告させていただきます。こちら場所は松川小学校の南側に位置する行き止まりの道路の先にあり、畑となっています。渡人、受人は記載のとおりで

す。渡人の〇〇〇〇さんは米沢市出身でありますが、現在は群馬県前橋市に住んでいらっしゃいます。話の始まりは、〇〇〇〇さんが高齢により最近ちょっと体調を崩されて、ご病気ということで、米沢市にある自分の農地を何とかしたいということで、地元の行政書士の〇〇さんにご相談の連絡があったそうです。それで土地を贈与という形で、受人の△△△△さんにお渡しするという形で話がまとまったようです。

こちらの農地を管理するに当たり、受理番号１０号の渡人の〇〇〇〇さんの土地も一緒に耕作させていただいたほうが効率的に作業が行えるということで、〇〇さんへ確認の連絡を行ったところ、〇〇さん自身も現在山形市に居住されており、米沢市の残っている農地についてどうするか悩んでいたということで、こちらと同じく贈与ということで、△△△△さんへお渡しするという形で話がまとまったようです。４月５日、現地調査をしまして、問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、先の受理番号７号を除く受理番号１号から１０号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号７号を除く受理番号１号から１０号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、先の受理番号７号を除く受理番号１号から１０号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 議第２号 農地法第５条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号１号から３号の計３件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田２筆 ２，７５０．００㎡、畑４筆 ５９４．００㎡、合計６筆 ３，３４４．００㎡です。

受理番号１号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、雪捨て場、家庭菜園の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第３種農地です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、宅地分譲の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の第3種農地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5番 宮崎です。今回5条の申請がありました受理番号1号及び2号に関して私の担当ですので、続けて調査結果を報告させていただきます。

まず、受理番号1号に関して報告します。渡人、受人は記載のとおりです。○○○○さんの土地を△△△△さんが受けられまして、雪捨て場及び家庭菜園の造成を行いたいという申請です。場所は申請位置図をご覧くださいまして、米沢女子短期大学のやや南側にある住宅街の一角の土地であります。4月3日、現地調査を行いまして、担当代理人が行政書士の猪口さんということで確認をいたしました。申請位置図にもありますが、申請地の東側に△△さんのお宅がありますけれども、こちらが△△△△さんのご実家ということで、雪捨て場、家庭菜園などを行いたいということで今回このような申請を行う形となりました。事前着工もなく問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

次に、受理番号2号に関しまして調査結果を報告させていただきます。こちらは花沢の八木橋地区にある土地で、渡人、受人ともに記載のとおりとなっています。○○○○さんの土地を株式会社△△△△が宅地分譲したいという申請内容となっています。場所は、申請位置図のNo.2をご覧くださいければと思います。ダイナムの裏にある線路を渡った場所の農地となっています。こちらでも4月3日に現地調査を行いまして、担当の行政書士の△△さんへ内容を確認しました。現在こちらの農地は休耕となっており、耕作もされていないようでした。事前着工もなく問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、3号。

1 7 番 (伊藤俊浩委員 挙手)

議 長 伊藤委員。

1 7 番 17番 伊藤です。申請地は、堀川町鳳台寺の北側の土地になります。3

月末に現地を見てきましたが、雪の残っている中で、未着工だということだと思います。概要については、行政書士の△△さんに聞き取りをさせていただきました。記載のとおりで何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 1 号から 3 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号から 3 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題いたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 （挙手）

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号 1 号から 7 号の計 7 件です。内訳は貸借権の設定が 6 件、耕作者変更が 1 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 54 筆 47, 585.00㎡、合計も同様です。

受理番号 1 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号 2 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号 3 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号 4 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号 5 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号 6 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。本件は耕作者変更です。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から7号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、は議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

3 番
議 長
3 番

（山王堂民栄委員 挙手）

3番 山王堂委員。

山王堂です。私の案件がありますので、退席させていただきます。

（山王堂民栄委員 退室）

議 長

それでは、先に番号3号を上程いたします。議案書の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐
議 長
宮原補佐

（挙手）

宮原補佐。

議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更については、本日、提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当職員がご説明をいたします。

遠藤主事
議 長
遠藤主事

（挙手）

遠藤主事。

米沢市農業振興課の遠藤です。私から、議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、の番号3号について説明いたします。

この件は、○○○○株式会社からの除外要望申請であり、工場の増設及び敷地拡張等に伴う農業地区域からの除外申請であります。

申請地は、記載のと通りの69筆となります。現況地目は、原野、畑、山林で、除外要望面積は19,637.00㎡です。当該地は、都市計画区域内無指定、周辺の地域の農業関連事業の投資はございません。

要望者は、当該要望地の隣接地で事業を営む者であり、当該要望地に工場の増設及び敷地拡張整備計画を考えています。具体的な転用計画があり、要

望地以外では代替できないものと考えております。また、所有者、耕作者には事前に説明し、同意を得ております。当該事業計画に関し土木課と協議もしており、雨水は敷地内に地下浸透させ、トイレは合併浄化槽を利用する計画であることから、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと考えております。周辺地や農作業への影響がないこと、農用地利用の集積に支障がないこと、周辺農業施設への影響がないことの除外要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果についてを説明してください。
それでは、番号3号を上程いたします。

9 番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 高山委員。

9 番 9番 高山です。周辺農地に支障を及ぼすおそれがなく、事前着工もないことから、問題ないかと思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、番号3号について意見なしとすることで異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、番号3号について意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

(山王堂民栄委員 入室)

議 長 それでは、先の1件を除く番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

遠藤主事 (挙手)

議 長 遠藤主事。

遠藤主事 議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、の番号1号について説明いたします。

この件は、〇〇〇〇株式会社からの除外要望申請であり、資機材置場に伴う農用地区域からの除外申請となります。

申請地は、笹野の1筆になります。現況地目は原野、除外要望面積は495.00㎡となります。当該地は、都市計画区域内無指定区域、周辺地域の農業関連事業の投資はございません。

要望者は、建設業を営む者であり、自社の資機材置場の拡張を計画しております。当該敷地は、登記地目、現況地目ともに原野であり、木が生い茂っている状況となり、農地ではない状態となっております。集団的に存在する農地ではなく、土地改良事業またはそれに準ずる事業等の施行区域内の土地

ではないため、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号のいずれにも該当しないため、県が定める変更協議に関する要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
それでは、先の1件を除く番号1号を上程いたします。

3番 (山王堂民栄委員 挙手)

議長 山王堂委員。

3番 3番 山王堂です。ただいま農業振興課から説明があった1号についての調査結果を報告いたします。

場所は、猪苗代線、県道2号線の諸仏町十字路、東インターを芳泉町に向かって、森林組合の斜め向かい辺りにある角の土地であります。ここは前から脇にもあったように資材置場がありまして、問題はないと判断しましたので、皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、先の1件を除く番号1号について意見なしとすることで異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、先の1件を除く番号1号について意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何か発言等ございませんか。

相田局長 (挙手)

議長 相田局長。

相田局長 その他について事務局よりお知らせといたしますか、ご報告がございます。

資料にもございませんので、口頭でご報告させていただきますので、ご了承願います。

委員の皆様には誠に突然のお知らせ、ご報告となりますが、本日出席の江口益美委員から、今月末日をもって農業委員の職を辞任したい旨のお届がございました。皆様ご承知のとおり、江口委員におかれましては、現在の農業委員制度となりました平成29年7月から現在まで3期半ばとはなりますが、7年9か月の長きにわたり本市の農業委員としてお務めをいただいております。このたび、推薦母体であります米沢平野土地改良区の理事を先月末日でご退任されたことに伴い、今般、農業委員を辞任される形となっております。

人事に係る案件でもあり、また、農業委員の方の選任方法が現行制度になりましてから、途中での辞任ということで初めての案件でもございましたので、江口委員よりお話をいただきましてから会長、会長職務代理者、さらには各ブロック長の皆様方に取扱いをお諮りいたしまして、そして山形県農業会議や推薦母体の米沢平野土地改良区、さらには本市の関係課との協議調整を行い、誠に急ではございますが、本日のお知らせとなったところですので、委員の皆様におかれましては事情をお含みいただきまして、ご承知おきをお願い申し上げます。

なお、今後についてでございますが、この辞任の届を受け、本件辞任の承認に係る案件を議案といたしまして来月の定例総会に上程させていただき、その後、江口委員の辞任に伴う欠員委員分を、任期は皆様と同じ令和8年7月19日までの残任期間となるわけなんです、その部分を補充選任すべく手続を進めたいと考えておりますが、辞任の届はいただきましたが、来月の定例総会にお諮りする前ということもございますので、本件の取扱いにつきましては部外秘としていただきますようお願いをいたします。

また、江口委員にご担当いただいております地区につきましては、今後、塩井地区の相田委員に引き継いでいただきたく考えてございます。さらに、推進委員の皆様方には、この後、文書等にて事務局よりお知らせをさせていただきますので、併せてご承知をお願いいたします。

事務局からの報告、お知らせは以上となりますが、本件の取扱いについては先ほどお願いをしたところですが、いまだ部外秘ということで取扱いをお願いいたします。

それでは、江口委員より一言ご挨拶をいただければと思いますので、小関会長、よろしくお願いいたします。

議 長

今回が、委員の皆様と顔を合わせるのが最後になりますので、一言江口委員からご挨拶いただければと思います。

1 1 番

相田局長からの報告のとおりでありますけれども、このたび米沢平野土地改良区の役員を辞任いたしました。米沢平野土地改良区からの推薦で団体職で農業委員をさせていただいておりましたので、3月の運営委員会の席で、お話をさせていただきました。自分としても米沢平野土地改良区の理事を降りたわけでありまして、この席におるのはどうかなと思ひながら、その話をさせていただいて、今回の運びとなったというところであります。

3期目の半ばでこういうことになったわけでありまして、本当に長い間、皆様方には大変お世話になりました。大変ありがとうございました。今回で退任させていただきます。ありがとうございました。

議 長

大変ご苦労さまでありました。

全 委 員
議 長

それでは、あとは大丈夫でしょうか。
なし。
それでは、定例総会を閉会いたします。

閉 会

午前１０時３５分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年4月11日（金）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

木村 彰博

議事録署名委員

鈴木 和義